

事業実施に関するQ & A（市町村担当者向け）

木造住宅無料耐震診断事業・耐震補強工事費補助 関係			
No.	旧No.	質問	回答
1	39	木造住宅の耐震診断基準が変更されるH18以前に診断補助を受けた案件について、改めて木造住宅耐震診断事業の対象とすることは可能か。	基準の改正など再度診断を受けることが適当と判断できるものについては、可能と考えます。
2	44	木造住宅の規模構造要件はどのように考えたか。	（一財）日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法（2012改訂版）」で診断可能な範囲です。（木造3階以下の在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁構法）
3	45	借家も補助対象か。	対象とすることは可能です。 ただし、工事にあつては、耐震改修後の貸付けにより収益が発生する場合等には、補助金の返還が必要となることがあるため、注意してください。
4	46	法人が所有者でも補助対象か。	
5	47	空き家も補助対象か。 除却以外の場合、「現に居住していること」の要件がないが、空き家を購入し、改修後に居住する場合は、補助対象となるか。	原則、補助対象外です。 ただし、耐震改修後に、居住することが確実に見込まれるものについては、対象とすることが可能です。
6	54	離れは補助対象か。	離れは、単独では一戸建ての住宅とみなせないため、原則、補助対象となりません。 ただし、利用形態（寝室の有無等）により、補助対象とすることが可能となる場合もあるため、個別に、県に御相談ください。
7	—	「現に居住している」ことは何を以て判断すればよいか。	住民票による確認のほか、水光熱費等の使用実態により判断することが考えられます。
8	48	斜面などに建築された表からは2階建て裏からは地上3階建て等のカケヤ造りは補助対象か。	カケヤも一般診断法では診断可能ですので補助対象です。
9	49	1階RC造、2・3階木造等の異種構造物件は対象か。また、対象となる場合、RC部の耐震性の扱いは。	1階部分がRCの場合、一般診断法で診断可能ですが、要綱上の定義は純粋な木造住宅ですので、対象外です。
10	50	昭和56年6月1日（新耐震基準）以降に増築した物件の取扱いは。	構造上同一棟となる増築であることが明らかなものについては、無料耐震診断事業及び工事補助のいずれも対象外です。 しかし、構造上同一棟か別棟かの判断には、専門的知識を要することも多いため、明らかでないものについては、無料耐震診断事業の対象として構いません。 耐震診断を行うなかで、判定士が構造上同一棟であることを確認したものについては、原則、工事補助の対象外となりますが、特別な事情等があるものについては、個別に、県にご相談ください。
11	51	構造上2つに分かれており（構造上別棟）、見かけは一棟（建築基準法上一棟）の診断の取扱いは。	それぞれ要件を満たしていれば診断可能と考えます（一棟ずつの申請）。どの部分の診断を実施するかは建物所有者の希望によりますが、受付可能件数に同じ、市町村の判断で柔軟に対応していただいて構いません。 なお、工事補助については、戸当たりで限度額が適用されるため、ご注意ください。

12	52	増築ありの場合、対象かどうかの判断はどのようにすべきか。	増築時期、増築のしかたによって判断が異なります。着工が昭和56年6月1日より前の増築がされたものについては対象となりますが、それ以降のものについては、質問No.10を参照してください。
13	53	同一所有者で複数棟の申請は可能か。	補助要件を満たすのであれば、県は制限を設けていません。受付可能件数に応じ、市町村の判断で柔軟に対応していただいて構いません。
14	55	違反建築物も補助対象か。	原則として、法令に違反することが明らかなものは、補助対象外です。しかし、法令違反かどうかを判断するには、専門的知識を要することも多いため、疑義がある場合等には、個別に、県に御相談ください。なお、事業の実施において、すべての法令に適合していることの確認を求めているわけではありません。
16	—	耐震補強工事の着手(契約)前に、市町村補助金の交付決定をする必要はあるか。	必ずしも正式な交付決定である必要はありませんが、市町村の補助事業として、補助対象事業(耐震補強工事)の着手前に、申請者からの申込等に対する承認行為(内定通知、実施承諾など)を経る必要があります。なお、上記の手続き前に、県補助金及び国交付金の交付決定を受けている必要がありますので、ご注意ください。
17	—	前年度に契約済みの設計・工事監理業務は補助対象か。	補助対象外です。
18	—	建替えによる除却も、除却工事の補助対象となるか。	建替工事であっても、市町村補助事業が「除却工事のみを対象とした補助」であれば対象となります。「建替工事を対象とした補助」で、このうち除却工事にかかる部分のみを対象とすることはできませんので、ご注意ください。
19	—	土砂災害特別警戒区域内の木造住宅の耐震改修も補助対象か。	県要綱上、対象外となるわけではありませんが、県としては、原則、当該区域からの移転を推奨しています。移転に関しては、「岐阜県がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」で支援することとしているため、活用をご検討ください。なお、当該区域内の木造住宅の耐震改修について相談を受けた際には、土砂災害特別警戒区域であることについて、改めて周知するようにしてください。

木造住宅以外への補助 関係

No.	旧No.	質問	回答
20	—	要安全確認計画記載建築物(沿道)への補助にあたり、構造上別棟の部分が存在する場合、補助対象となるか。	緊急輸送道路に対し通行障害となる棟(構造棟)のみ補助対象です。構造上別棟で通行障害とならない部分については補助対象外です。
21	—	緊急輸送道路沿道建築物の計画策定や耐震改修、建替え又は除却を行う際、補助対象となる用途及び規模の要件はあるか。	県要綱に定める特定建築物(建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号)であることが要件となります。
22	—	「災害時に重要な機能を果たす建築物」とはどういった建築物か。	避難所の他に防災拠点、医療施設、津波避難施設、災害時の集合場所として指定された施設、情報提供施設、給食提供施設等が該当します。
23	—	ブロック塀の除却等に対し補助を行う場合、下部数段を残す方法でも補助可能か。	2, 3段程度で、かつ周辺の状況等から危険がないと判断できるものであれば、補助可能です。